

# 高額介護合算療養費・医療費通知の送付について

## ○高額介護合算療養費について（医療と介護の両方を利用している世帯の方へ）

医療（国民健康保険または後期高齢者医療制度）と介護（介護保険）の両方のサービスを利用して自己負担がある世帯は、一年間（8月～翌年7月）に支払った合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた額が支給されます。

### 一年間の自己負担限度額（8月～翌年7月）

年齢	所得区分	自己負担限度額	年齢	所得区分	自己負担限度額
70歳未満	所得901万円超	212万円	70歳以上	課税所得690万円以上	212万円
	所得600万円超901万円以下	141万円		課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	所得210万円超600万円以下	67万円		課税所得145万円以上380万円未満	67万円
	所得210万円以下	60万円		課税所得145万円未満	56万円
	住民税非課税世帯	34万円		住民税非課税世帯（区分Ⅱ）※1	31万円
		住民税非課税世帯（区分Ⅰ）※2		19万円	



### 注意点



- 70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから33万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです
- 70歳以上の課税所得とは、住民税における課税所得です

※1 世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方。

※2 世帯全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方。

## ○医療費通知の送付について（国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者へ）

登別市と北海道後期高齢者医療広域連合は、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関などで受診した場合、『医療費通知』を送付しています。

※送付月は国民健康保険や後期高齢者医療制度で異なりますのでご注意ください。

### 医療費通知の発送月

#### 国民健康保険

受診月	発送月	受診月	発送月
1、2月	5月	7、8月	11月
3、4月	7月	9、10月	翌年1月
5、6月	9月	11、12月	翌年3月

#### 後期高齢者医療制度

受診月	発送月	受診月	発送月
1～6月	9月下旬	7～12月	翌年3月初旬



### 注意点



- 医療費通知は、受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません
- 受診日数などが正しいか確認してください

### 問い合わせ

国民健康保険グループ（☎011-1771）  
年金・長寿医療グループ（☎011-2137）  
北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

『申し込み』  
『問い合わせ』  
中の『G』は『グループ』の略です